

ニホンジカ

Cervus nippon (ケルヴス・ニボン)

1. 生物学的特徴

サイズは亜種や生息地によって大きく異なる。最大はエゾシカ、最小はヤクシカである。体重(成体)はオス 50~130kg、メス 25~80kg で季節によって増減がある。頭胴長はオス 90~190cm、メス 90~150cm である。

出産期は5月下旬~7月上旬で通常1仔を出産する。交尾期は9月下旬~11月で、妊娠期間は約230日で、子供の性による差はない。初産齢は2歳、最長寿命はオス15歳前後、メス20歳前後である。

2. 生息状況

【分布】

北海道、本州、四国九州、淡路島、小豆島を含むいくつかの瀬戸内海諸島、五島列島、馬毛島、屋久島、対馬、慶良間列島などに広く分布する。

【習性】

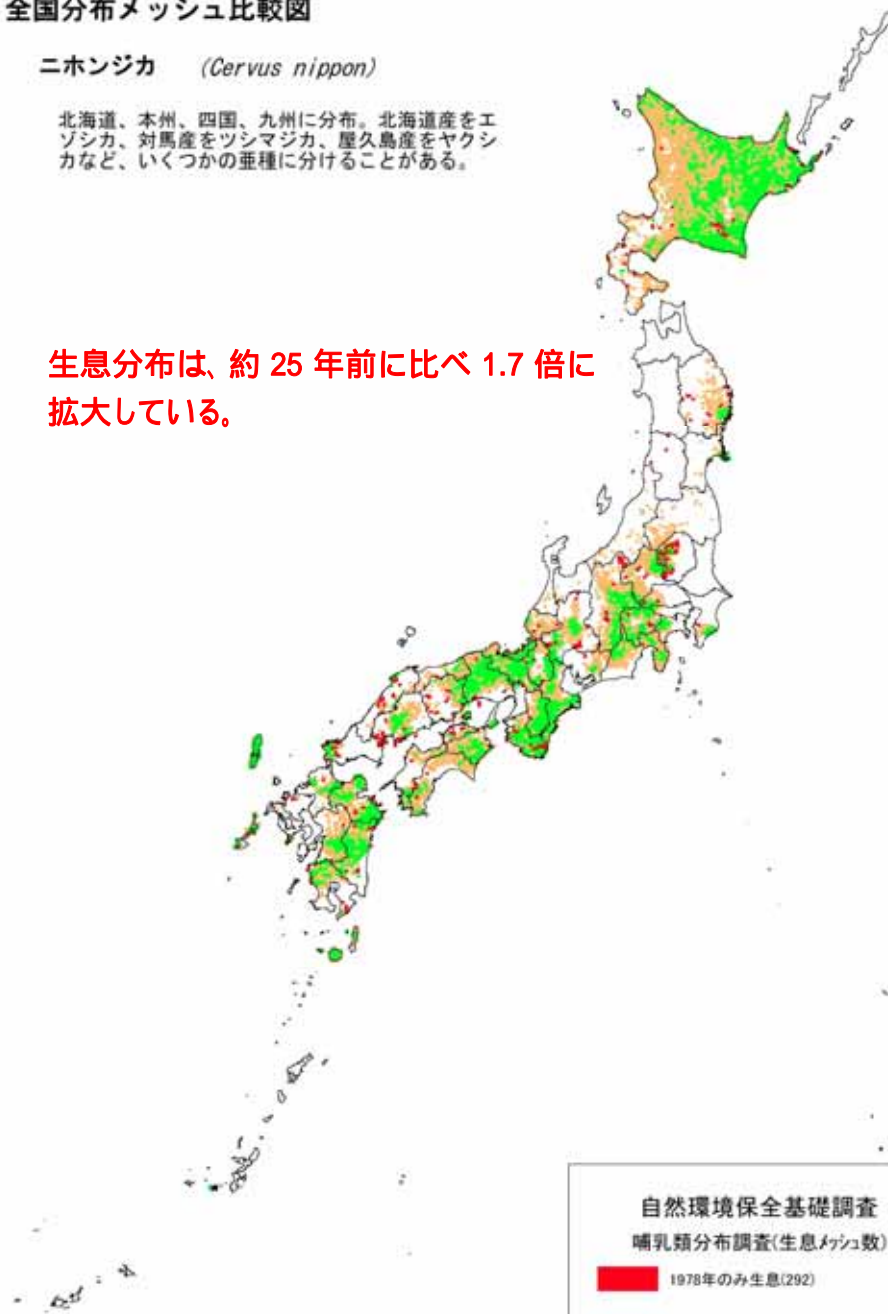
群れ生活を営むが、通常オスとメスは別々の群れを作る。娘は母親とともに母系的な群れを作るが、オスは1~2歳で母親のもとを離れる。一夫多妻制の社会でオスの一部は交尾期にナワバリをつくり、その中にハレムを形成する。

全国分布メッシュ比較図

ニホンジカ (*Cervus nippon*)

北海道、本州、四国、九州に分布。北海道産をエゾシカ、対馬産をツシマジカ、屋久島産をヤクシカなど、いくつかの亜種に分けることがある。

生息分布は、約 25 年前に比べ 1.7 倍に
拡大している。



3. 捕獲動向

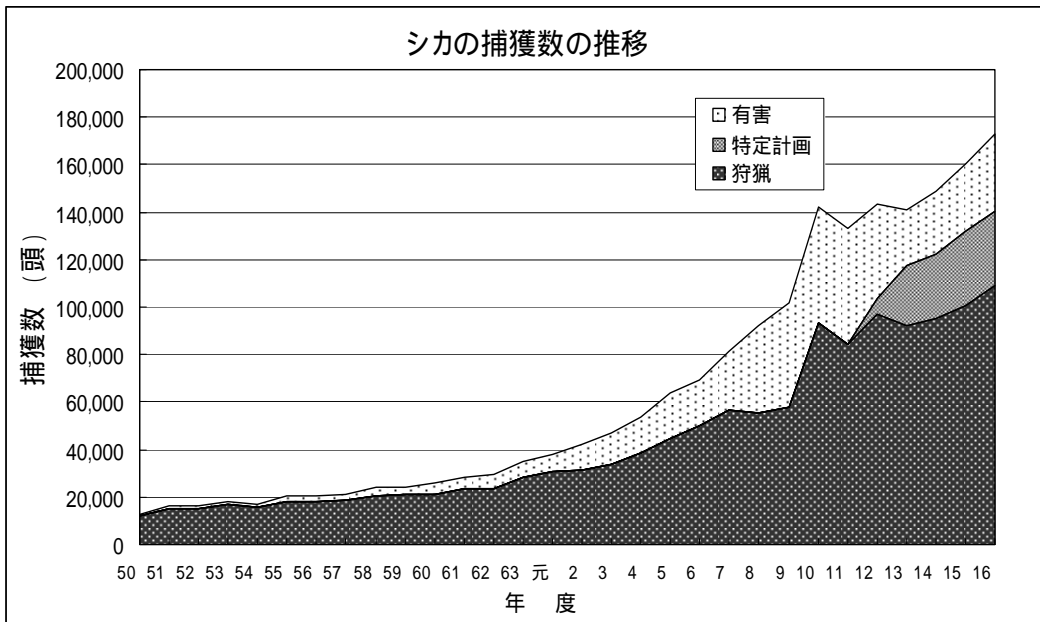


図1 ニホンジカの捕獲数の推移（狩猟・有害・特定計画）

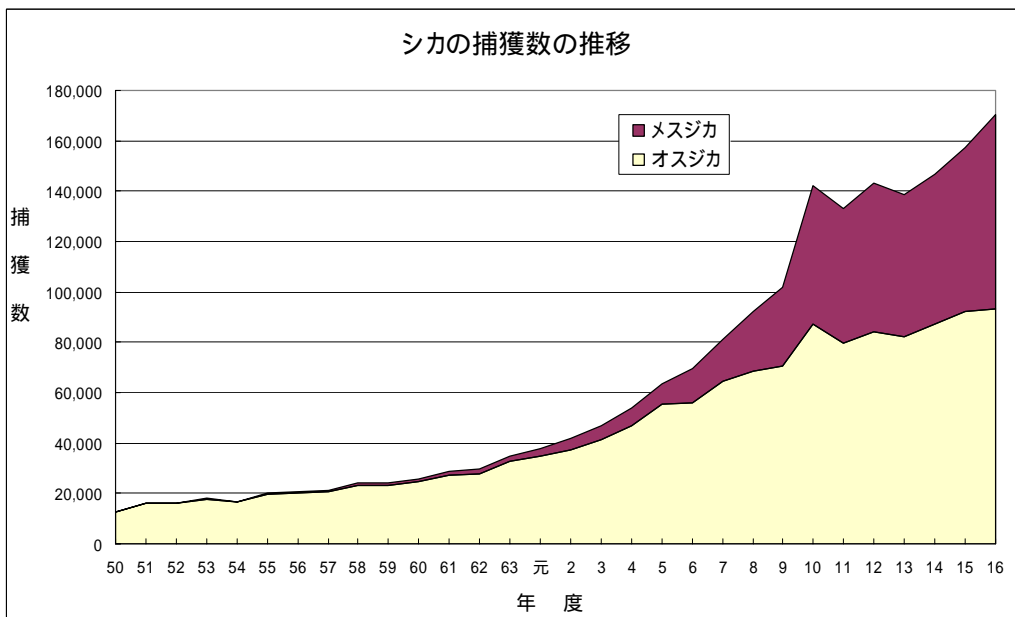


図2 ニホンジカの捕獲数の推移（雌雄別）

4. 被害特性

スギ、ヒノキ等植林木の採食、剥皮、農作物の採食、天然林における生態系被害が全国各地で発生。高密度地域では下層植生の衰退にともなう土壌流出も発生している。

5. 特定鳥獣保護管理計画

生息分布が確認されているほとんどの都道府県で特定鳥獣保護管理計画が作成されており(32 都道府県 33 計画) 全国一律で禁止されているメスジカの狩猟や、狩猟期間中の捕獲頭数制限、狩猟期間の延長などの規制緩和措置が図られている。しかし、保護管理計画で設定された目標生息密度に達している都道府県はほとんどない。

6. 狩猟におけるメスジカの取扱いについて

(1) シカの保護管理上の問題

明治維新以降、それまでの鳥獣の捕獲に関する規制が撤廃され、シカの乱獲がすみ数が減少したことから、明治中頃以降、資源の保護・維持等の観点から様々な捕獲禁止・制限等の措置がとられてきたところである。

この結果、昭和 50 年代後半から全国的にシカの数が増大し、特に平成に入ると、北海道道東、岩手県五葉山、栃木県日光及び奈良県大台ヶ原など多くの地域で爆発的に増えて、農林業被害や生態系被害を引き起こすようになっている。

(2) 狩猟の禁止・制限及び制限緩和の経緯

- ・明治 25 年(1892 年) : 1 歳以下のシカの捕獲禁止
- ・昭和 22 年(1947 年) : メスジカを狩猟鳥獣から除外
- ・昭和 53 年(1978 年) : オスジカの捕獲を 1 日 1 頭に制限
- ・平成 6 年(1994 年) : 狩猟鳥獣の指定が種レベルになったことに伴いメスジカも狩猟鳥獣化し、同時にシカによる被害が甚大な北海道、岩手県、兵庫県及び長崎県を除きメスジカの狩猟を禁止(法第 1 条ノ 5 第 3 項の規定に基づく環境庁長官告示)
- ・平成 8 年(1996 年) : 宮崎県においてメスジカの狩猟禁止措置を解除()
- ・平成 9 年(1997 年) : 栃木県、京都府及び大分県においてメスジカの狩猟禁止措置を解除()
- ・平成 10 年(1998 年) : 熊本県においてメスジカの狩猟禁止措置を解除()
- ・平成 11 年(1999 年) : 群馬県及び鹿児島県においてメスジカの狩猟禁止措置を解除()
- ・平成 12 年(2000 年) : 鳥獣法の改正により特定鳥獣保護管理計画制度を創設、これに伴い環境庁長官告示により改めて全国にわたってメスジカの捕獲を禁止した上で、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画を作成することによりメスジカの狩猟禁止措置の解除(可猟化)が可能となるよう措置

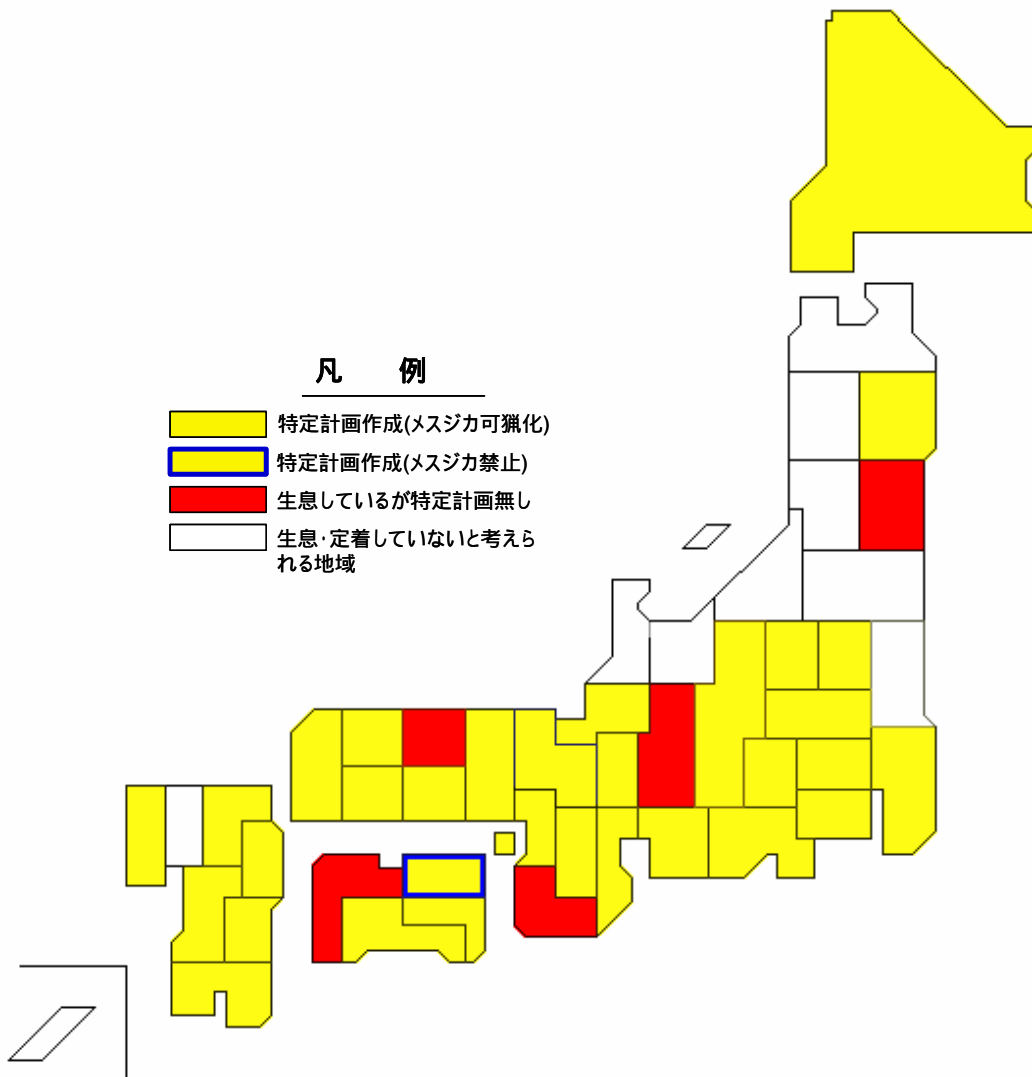
(3) 特定鳥獣保護管理計画の作成状況(平成18年12月1日現在)

シカが生息している地域		シカが継続的に定着していないと考えられる地域	計(割合)
計画作成済み	計画未作成		
32(68%) (生息地域の86%)	5(11%)	10(21%)	47(100%)
・うちメジカの可猟化 31(生息地域の84%)			

注) 沖縄県を含む(沖縄県慶良間島に移入したケラマジカ(天然記念物)が生息)。

シカの生息分布及び特定計画作成状況

- 注) 1. 特定計画は、平成 18 年 12 月 1 日現在の作成状況である。
2. 福島県においては、季節的なシカの生息が見られる。
3. 新潟県、富山県及び石川県においては、入り込みが確認されている。



特定鳥獣保護管理計画における狩猟制限の緩和状況

平成18年度12月1日現在

	計画の有無	メスジカの捕獲禁止解除	捕獲数制限の解除	狩猟期間の延長
北海道			メス制限なし	道東10/25～1/31 道央10/25～2/28 道西11/1～11/30, 2/1～2/28
青森	-	-	-	-
岩手			メス可2頭まで	12/1～2/28
宮城	-	-	-	-
秋田	-	-	-	-
山形	-	-	-	-
福島	-	-	-	-
茨城	-	-	-	-
栃木			メス無制限	東部11/15～3/15 西部11/15～2/28
群馬			メス可2頭まで 南西部も	北東部のみ11/15～2/28
埼玉			メス可2頭まで	-
千葉			メス可猟期20頭まで	-
東京			メス可2頭まで	11/15～2/28
神奈川		* 猟区において	猟区メス可(1日合計1頭まで。猟期25頭まで) 他に管理捕獲(メスのみ・農業被害や自然植生の回復に係る)実施	-
新潟	-	-	-	-
富山	-	-	-	-
石川	-	-	-	-
福井			メス可2頭まで	-
山梨			メス可2頭まで	11/15～3/15
長野			メス可制限なし	-
岐阜	-	-	-	-

静岡			メス可2頭まで	-
愛知			メス可2頭まで	-
三重			北部メス可2頭まで	-
滋賀			メス可5頭まで	11/15～2/28
京都			-	-
大阪			メス可2頭まで	-
兵庫			メス可2頭まで	11/15～2/28
奈良			-	-
和歌山	-	-	-	-
鳥取	-	-	-	-
島根			メス可2頭まで	-
岡山			メス可2頭まで	-
広島			メス可(1日合計1頭まで)	-
山口			メス可2頭まで	11/1～2/28
徳島			メス可2頭まで	-
香川		-	-	-
愛媛	-	-	-	-
高知			中部以外メス可2頭まで	11/15～2/28
福岡			メス可2頭まで 銃(わな無制限)	11/15～3/15
佐賀	-	-	-	-
長崎			メス可1頭まで 八郎岳 2頭まで 対馬	-
熊本			メス可(1日合計1頭まで)	11/15～3/15
大分			メス可2頭まで	-
宮崎			メス可2頭まで	11/15～3/15
鹿児島			メス可2～3頭	11/15～3/15
沖縄	-	-	-	-
合計	32	31		

オスは1頭まで